

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第43号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年四日市市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	392,000	1	380,000
2	440,000	2	427,000
3	492,000	3	477,000
4	555,000	4	539,000
5	634,000	5	615,000
6	740,000	6	718,000
7	864,000	7	839,000
2から5まで (略)		2から5まで (略)	

<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の<u>127.5</u>」とあるのは「100分の<u>175</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の<u>122.5</u>」とあるのは「100分の<u>170</u>」とする。</p>
---	---

第2条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4</u> 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p>

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号。以下「給与条例」という。)第5条の2、第6条、第9条、第30条の2から第36条まで、第40条の2、第45条から第47条まで、第53条及び第53条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第60条の5第2項中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」とする。

(特定任期付企業職員の給与に関する特例等)

第11条 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和33年四日市市条例第15号。以下「企業職員給与条例」という。)第4条、第4条の3、第5条から第7条まで及び第8条の2の規定は、第2条第1項

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号。以下「給与条例」という。)第5条の2、第6条、第9条、第30条の2から第36条まで、第40条の2、第45条から第47条まで、第53条、第53条の2及び第60条の5の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

(特定任期付企業職員の給与に関する特例等)

第11条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には適用しない。

- 2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第8条の3の規定の適用については、企業職員給与条例第8条の3中「管理監督の職にあるもの」とあるのは、「管理監督の職にあるもの及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号。以下「任期付条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

- 2 四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年四日市市条例第15号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条、第4条の3、第5条から第7条まで、第8条の2及び第11条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。

- 3 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第8条の3の規定の適用については、企業職員給与条例第8条の3中「管理監督の職にあるもの」とあるのは、「管理監督の職にあるもの及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号。以下「任期付条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」という。）第8条第2項の改正を除く。）による改正後の任期付条例の規定は、令和6年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付条例第8条第2項の改正に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、令和6年12月1日から適用す

る。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の任期付条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務部人事課)